

地震災害により事業活動に影響を受けている事業者向け
「特別融資」の取扱期間延長について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部地震」により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞申し上げます。

長野銀行（頭取 中條 功）では、今回の地震災害により事業活動に直接的または間接的に影響を受けている事業者の皆さまに対する資金繰りや災害復旧をご支援するため、平成23年3月16日（水）よりお取扱いを開始いたしました「特別融資」の取扱期間を延長いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 取扱期間 【延長前】平成23年3月16日（水）～平成23年6月30日（木）
 【延長後】平成23年3月16日（水）～平成24年3月30日（金）
- 2 「特別融資」の概要は次のとおりです。

項 目	内 容
対象となるお客さま	以下のいずれかに該当する事業者（法人および個人事業主） ①「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部地震」により被災された事業者 ②上記地震により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者
お使いみち	災害の復旧や対応に伴う事業資金（運転資金、設備資金）
ご利用限度額	100百万円以内
ご融資期間	運転資金：1年以上5年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：1年以上7年以内（うち据置期間1年以内）
ご融資利率	当行所定の特別金利（当行の短期プライムレートを基準とする変動金利）
ご返済方法	元金均等返済
担保	別途ご相談させていただきます
保証人	法人 ：代表者のみ 個人事業主：原則1名
その他	・審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・不動産担保の新規設定や約定外の期限前返済に際しては、当行所定の手数料が必要となります。

以 上